

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1510号から第1514号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の5件の答申を行い、横浜市長が行った、一部開示決定及び開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「確認処分（H27確申建築よこはま09825）、変更処分（H27確変建築よこはま01309）、中間検査処分（H27確中建築よこはま14338）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02510）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1510号】

(2) 「確認処分（H27確申建築よこはま10916）、変更処分（H27確変建築よこはま01292）、中間検査処分（H28確中建築よこはま03130）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま04743）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1511号】

(3) 「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1512号】

(4) 「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02929）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1513号】

(5) 「平成29年度法務課事務分担」の開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1514号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
1510	平成29年1月5日	平成29年1月25日	平成29年2月14日	平成29年3月13日	個人	市長
1511	平成29年1月5日	平成29年1月25日	平成29年2月14日	平成29年3月13日	個人	市長
1512	平成29年1月5日	平成29年1月25日	平成29年2月14日	平成29年3月13日	個人	市長

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
1513	平成29年1月5日	平成29年1月25日	平成29年2月14日	平成29年3月13日	個人	市長
1514	平成29年5月11日	平成29年5月31日	平成29年5月31日	平成29年6月27日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由（概要）	審査会の結論
1510	「確認処分（H27確申建築よこはま09825）、変更処分（H27確変建築よこはま01309）、中間検査処分（H27確中建築よこはま14338）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02510）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>条例第7条第2項第3号ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士印の印影 <p>（開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図、室名、断面図、外部・内部仕上表、換気検討書、施工状況写真、施工内容、地耐力及び構造詳細図（以下「平面図等」という。） <p>（設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>条例第7条第2項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影 <p>（開示することにより個人の財産権が侵害されるおそれがあるため。）</p>	原処分 妥当
1511	「確認処分（H27確申建築よこはま10916）、変更処分（H27確変建築よこはま01292）、中間検査処分（H28確中建築よこはま03130）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま04743）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>条例第7条第2項第3号ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士印の印影 <p>（開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上</p>	原処分 妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
1511		<p>の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>条例第7条第2項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者印の印影 <p>（開示することにより当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため。）</p>	
1512	<p>「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>条例第7条第2項第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>条例第7条第2項第3号ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士印の印影 <p>（開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図、室名、断面図、使用建築材料表、換気検討書、地耐力及び構造詳細図（以下「平面図等」という。） <p>（設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>条例第7条第2項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影及び法人代表者印の印影 <p>（開示することにより個人及び法人の財産権が侵害されるおそれがあるため。）</p>	<p>原処分 妥当</p>
1513	<p>「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02929）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>条例第7条第2項第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影及び個人の氏名 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>条例第7条第2項第3号ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士印の印影 <p>（開示することにより、建築士及び建</p>	<p>原処分 妥当</p>

答申 番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
1513		<p>築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>・平面図、断面図、矩形図、構造計算書、構造設計標準仕様、構造詳細図及び地盤改良図（以下「平面図等」という。）</p> <p>（設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>条例第7条第2項第4号</p> <p>・個人印の印影及び地盤調査報告書</p> <p>（開示することにより個人の財産権が侵害されるおそれがあるため。）</p>	
1514	「平成29年度法務課事務分担」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>開示</p> <p>条例第10条第1項に基づき全部を開示</p> <p>（本件審査請求文書を特定して行った開示決定について、本件審査請求文書以外にも対象文書があるはずであるという趣旨で審査請求がなされたもの）</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
1510	<p>《建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について》</p> <p>ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更も同様である（法第6条第1項柱書）。</p> <p>イ 建築主事は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない（法第6条第7項）。</p> <p>ウ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。</p> <p>エ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1510</p>	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。</p> <p>実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。</p> <p>本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち建築主事が行った1物件に係る処分に関して作成し、又は取得した別表の行政文書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めているため、建築士印の印影及び個人印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号及び第3号アの該当性について、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>本件審査請求文書のうち、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>イ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。</p> <p>《建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について》</p> <p>ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ この点について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。</p> <p>また、本物件に関しては取下げの事実がないため、取下げに至る経緯についての文書、図面等は保有していない。</p> <p>ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>別表（本件審査請求文書）</p>

答申 番号	判断の要旨			
	分類	文書名	添付文書	非開示部分
1510	建築確認	確認申請審議票 (H27 確申建築よこはま 09825)	確認申請・審査記録及び確認審査進行表	建築士印の印影
	建築確認	確認済証 (案)		
	建築確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	指摘事項及び意匠・設備受付チェックシート	建物の内部に関する情報及び建築士印の印影
	建築確認	確認申請書 (建築物)	建築計画概要書、委任状、建築士免許証、行政地図情報、換気設備の構造詳細図及び立面図その他の図面類	個人の本籍、個人印の印影、建築士印の印影、平面図、室名、断面図、外部・内部仕上表、換気検討書及び構造詳細図
	建築確認	工事監理者及び工事施工者選任届	工事監理業務及び工事施工業務の請負契約締結証明書	個人印の印影及び建築士印の印影
	変更確認	確認申請審議票 (H27 確変建築よこはま 01309)	確認申請・審査記録及び計画変更確認申請チェックシート	建築士印の印影
	変更確認	確認済証 (案)		
	変更確認	計画変更確認申請書 (建築物)	建築計画概要書、委任状及び立面図その他の図面類	個人印の印影、個人の電話番号、建築士印の印影、平面図、室名、断面図及び換気検討書
	中間検査	中間検査実施結果記録	検査実施結果記録 (メモ)	
	中間検査	中間検査合格証 (案)	中間検査受付チェックシート	
中間検査	中間検査申請書	建築計画概要書、委任状、建築基準法第 12 条第 5 項による施工計画報告書、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書 (基礎工程)、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書 (木造軸組工法) 及び立面図その他の図面類	建物の内部写真、個人印の印影、建築士印の印影、施工内容、地耐力、構造詳細図及び施工状況写真	

答申 番号	判断の要旨			
1510	完了検査	完了検査実施結果記録	検査実施結果記録 (メモ)	
	完了検査	検査済証(案)	完了検査受付チェック シート	施工状況写真
	完了検査	完了検査申請書	建築計画概要書及び建 築基準法第12条第5 項に基づく報告書	個人印の印影及び建 築士印の印影
	完了検査	建築基準法第12条第5項に 基づく計画変更届	立面図その他の図面類	個人印の印影及び建 築士印の印影
1511	<p>《建築物の建築等に関する建築確認処分(変更確認処分)、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について》</p> <p>ア 建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認(以下「建築確認」という。)を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更(以下「変更確認」という。)も同様である(法第6条第1項柱書)。</p> <p>イ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない(法第7条)。</p> <p>ウ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程(以下「特定工程」という。)を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている(法第7条の3第1項及び第6項)。</p> <p>エ 建築確認(変更確認)、中間検査及び完了検査(これらを総称して、以下「建築確認等」という。)を指定確認検査機関が行った場合は、法第6条の2第1項、第7条の2第5項及び第7条の4第4項の規定により建築主事による建築確認等とみなすこととされている。</p> <p>オ 指定確認検査機関は、建築確認等を行ったとき又は申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき若しくは建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に基づき、確認審査報告書、完了検査引受通知書、完了検査報告書、中間検査引受通知書及び中間検査報告書を省令で定める書類を添えて特定行政庁に提出しなければならない。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。</p> <p>実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。</p> <p>本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち指定確認検査機関が行った1物件に</p>			

答申番号	判断の要旨																												
1511	<p>係る処分に関して、特定行政庁として実施機関が報告を受け、取得した別表の行政文書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、建築士印の印影については条例第7条第2項第3号アに、法人代表者印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としているが、審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めているため、実施機関が特定した本件審査請求文書の外に本件開示請求の対象となる文書の存否について、以下検討する。</p> <p>《建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について》</p> <p>ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>指定確認検査機関からの建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。</p> <p>また、取下げに至る経緯については、本件は指定確認検査機関への申請であり、実施機関は、指定確認検査機関から取下げに至る経緯までは報告を受けていないため、文書、図面等は保有していない。</p> <p>ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>別表（本件審査請求文書）</p> <table border="1" data-bbox="252 1099 1458 1637"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>文書名</th> <th>添付文書</th> <th>非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築確認</td> <td>確認審査報告書(H27 確申建築よこはま 10916)</td> <td>建築計画概要書</td> <td>建築士印の印影</td> </tr> <tr> <td>変更確認</td> <td>確認審査報告書(H27 確変建築よこはま 01292)</td> <td>建築計画概要書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間検査</td> <td>中間検査引受通知書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間検査</td> <td>中間検査報告書(H28 確中建築よこはま 03130)</td> <td>建築計画概要書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了検査</td> <td>完了検査引受通知書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了検査</td> <td>完了検査報告書(H28 確完建築よこはま 04743)</td> <td>建築計画概要書及び検査追加説明書</td> <td>建築士印の印影及び法人代表者印の印影</td> </tr> </tbody> </table>	分類	文書名	添付文書	非開示部分	建築確認	確認審査報告書(H27 確申建築よこはま 10916)	建築計画概要書	建築士印の印影	変更確認	確認審査報告書(H27 確変建築よこはま 01292)	建築計画概要書		中間検査	中間検査引受通知書			中間検査	中間検査報告書(H28 確中建築よこはま 03130)	建築計画概要書		完了検査	完了検査引受通知書			完了検査	完了検査報告書(H28 確完建築よこはま 04743)	建築計画概要書及び検査追加説明書	建築士印の印影及び法人代表者印の印影
分類	文書名	添付文書	非開示部分																										
建築確認	確認審査報告書(H27 確申建築よこはま 10916)	建築計画概要書	建築士印の印影																										
変更確認	確認審査報告書(H27 確変建築よこはま 01292)	建築計画概要書																											
中間検査	中間検査引受通知書																												
中間検査	中間検査報告書(H28 確中建築よこはま 03130)	建築計画概要書																											
完了検査	完了検査引受通知書																												
完了検査	完了検査報告書(H28 確完建築よこはま 04743)	建築計画概要書及び検査追加説明書	建築士印の印影及び法人代表者印の印影																										
1512	<p>《建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について》</p> <p>ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更も同様である（法第6条第1項柱書）。</p> <p>イ 建築主事は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない（法第6条第7項）。</p> <p>ウ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請</p>																												

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1512</p>	<p>しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めたときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。</p> <p>エ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終了したときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。</p> <p>実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。</p> <p>本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち建築主事が行った1物件に係る処分に関して作成し、又は取得した別表の行政文書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影及び法人代表者印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については、開示を求めているため、個人印の印影、法人代表者印の印影及び建築士印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号及び第3号アの該当性について、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>イ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。</p> <p>《建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について》</p> <p>ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 実施機関は、建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された図面等の資料を受け取ることもしていない。</p>

答申 番号	判断の要旨			
1512	<p>また、本物件に関しては取下げの事実がないため、取下げに至る経緯についての文書、図面等は保有していない。</p>			
	<p>ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>			
	<p>別表（本件審査請求文書）</p>			
	分類	文書名	添付文書	非開示部分
	建築確認	確認申請審議票（H26 確申建築よこはま 11401）	確認申請・審査記録及び確認審査進行表	建築士印の印影
	建築確認	確認済証（案）		
	建築確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	FAX 送信書、指摘事項及び意匠・設備受付チェックシート	建物の内部に関する情報、建築士印の印影及び個人の氏名
	建築確認	確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委任状、建築士免許証、行政地図情報、立面図その他の図面類、建築基準法第 53 条の 2 第 3 項に係る報告書、名義変更届	個人の本籍、個人印の印影、建築士印の印影、法人代表者印の印影、平面図、室名、断面図、使用建築材料表、換気検討書及び構造詳細図
	建築確認	建築基準法第 12 条第 5 項に基づく計画変更届	立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影及び平面図
	変更確認	確認申請審議票（H27 確変建築よこはま 01057）	確認申請・審査記録、確認審査進行表及び計画変更確認申請チェックシート	建築士印の印影
	変更確認	確認済証（案）		
	変更確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	指摘事項	建物の内部に関する情報
変更確認	計画変更確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委任状及び立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影、平面図、室名、断面図、使用建築材料表及び換気検討書	
変更確認	工事監理者及び工事施工者選任届		建築士印の印影及び法人代表者印の印影	
変更確認	建築基準法第 12 条第 5 項に基づく計画変更届	立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影及び平面図	

答申 番号	判断の要旨			
1512	中間検査	中間検査実施結果記録	検査実施結果記録 (メモ)	個人の氏名
	中間検査	中間検査合格証 (案)	中間検査受付チェックシート	
	中間検査	中間検査申請書	建築計画概要書、中間検査受付チェックシート、委任状、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(基礎工程)、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(木造軸組工法)、建築基準法第12条第5項による施工計画報告書及び立面図その他の図面類	建物の内部写真、建築士印の印影、法人代表者印の印影、地耐力及び構造詳細図
	完了検査	完了検査実施結果記録		個人の氏名
	完了検査	検査済証 (案)		
	完了検査	完了検査申請書	建築計画概要書、完了検査受付チェックシート、委任状、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(木造軸組工法)、建築基準法第12条第5項に基づく報告書及び建築基準法第12条第5項	個人の電話番号、建築士印の印影、法人代表者印の印影及び施工状況写真
	完了検査	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	配置図	建築士印の印影及び法人代表者印の印影
	完了検査	建築基準法第12条第5項の規定による工事監理状況報告書	施工状況写真	施工状況写真
1513	<p>《建築物の建築等に関する建築確認処分(変更確認処分)、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について》</p> <p>ア 建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認(以下「建築確認」という。)を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更(以下「変更確認」という。)も同様である(法第6条第1項柱書)。</p> <p>イ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の確認を申請</p>			

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1513</p>	<p>しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。</p> <p>ウ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終了ときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。</p> <p>エ 建築確認（変更確認）、中間検査及び完了検査（これらを総称して、以下「建築確認等」という。）を指定確認検査機関が行った場合は、法第6条の2第1項、第7条の2第5項及び第7条の4第4項の規定により建築主事による建築確認等とみなすこととされている。</p> <p>オ 指定確認検査機関は、建築確認等を行ったとき又は申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき若しくは建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に基づき、確認審査報告書、完了検査引受通知書、完了検査報告書、中間検査引受通知書及び中間検査報告書を省令で定める書類を添えて特定行政庁に提出しなければならない。</p> <p>カ さらに、特定行政庁は、法第12条第5項の規定により指定確認検査機関に報告を求めることができることとされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。</p> <p>実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。</p> <p>本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち指定確認検査機関が行った1物件に係る処分に関して、特定行政庁として実施機関が報告を受け、若しくは報告を求めて取得し、又は報告を求めるために作成した別表の行政文書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び個人印の印影については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影及び地盤調査報告書については同項第4号に該当するとして、非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めていないため、個人印の印影及び建築士印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号の該当性について、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 本件審査請求文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 次に、実施機関は本件審査請求文書のうち地盤調査報告書について、開示することにより、個人の財産権を侵害するおそれがあるとして、条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示としているが、第4号の財産等の保護とは、人の財産等を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することをいうため、当該非開示理由に該当しない。</p> <p>この点について、当審査会は、地盤調査報告書の条例第7条第2項第2号の該当性について、次のように判断する。</p>

答申 番号	判断の要旨																										
1513	<p>ウ 当審査会において地盤調査報告書を見分したところ、個人の建物の建設予定地における地盤の性状を評価し、建設構造物、基礎設計に必要な資料となるもので、個人の財産に係る情報であることが認められた。よって、個人に関する情報であって、登記簿等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。</p> <p>エ 次に、本号ただし書の該当性について、以下検討する。</p> <p>地盤調査報告書に記録された土地の性状に係る情報は、がけ崩れの危険性を未然に防ぐ等のために公にすることが必要となる場合もあり得るが、本件ではそれらの事情は認められず、本号ただし書イには該当しない。また、本号ただし書ア及びブウにも該当しない。</p> <p>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>イ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。</p> <p>《建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について》</p> <p>ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているので、以下検討する。</p> <p>イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>指定確認検査機関からの建築確認申請前の事前相談は、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。</p> <p>また、取下げに至る経緯については、本件は指定確認検査機関への申請であり、実施機関は、指定確認検査機関から取下げに至る経緯までは報告を受けていないため、文書、図面等は保有していない。</p> <p>ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>別表（本件審査請求文書）</p> <table border="1" data-bbox="252 1532 1458 2065"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>文書名</th> <th>添付文書</th> <th>非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築確認</td> <td>確認審査報告書（平成28年2月24日）</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>個人の氏名</td> </tr> <tr> <td>建築確認</td> <td>確認審査報告書（平成28年2月26日 H27 確申建築よこはま 12399）</td> <td>建築計画概要書</td> <td>個人の氏名</td> </tr> <tr> <td>中間検査</td> <td>建築主等の届出の報告書（平成28年4月5日）</td> <td>取下届</td> <td>個人の氏名及び個人印の印影</td> </tr> <tr> <td>変更確認</td> <td>確認審査報告書（平成28年4月6日）</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>個人の氏名</td> </tr> <tr> <td>変更確認</td> <td>確認審査報告書（平成28年2月26日 H28 確変建築よこはま 00048）</td> <td>建築計画概要書</td> <td>個人の氏名</td> </tr> </tbody> </table>			分類	文書名	添付文書	非開示部分	建築確認	確認審査報告書（平成28年2月24日）	/	個人の氏名	建築確認	確認審査報告書（平成28年2月26日 H27 確申建築よこはま 12399）	建築計画概要書	個人の氏名	中間検査	建築主等の届出の報告書（平成28年4月5日）	取下届	個人の氏名及び個人印の印影	変更確認	確認審査報告書（平成28年4月6日）	/	個人の氏名	変更確認	確認審査報告書（平成28年2月26日 H28 確変建築よこはま 00048）	建築計画概要書	個人の氏名
分類	文書名	添付文書	非開示部分																								
建築確認	確認審査報告書（平成28年2月24日）	/	個人の氏名																								
建築確認	確認審査報告書（平成28年2月26日 H27 確申建築よこはま 12399）	建築計画概要書	個人の氏名																								
中間検査	建築主等の届出の報告書（平成28年4月5日）	取下届	個人の氏名及び個人印の印影																								
変更確認	確認審査報告書（平成28年4月6日）	/	個人の氏名																								
変更確認	確認審査報告書（平成28年2月26日 H28 確変建築よこはま 00048）	建築計画概要書	個人の氏名																								

答申 番号	判断の要旨		
1513	中間検査	中間検査引受通知書（平成 28 年 4 月 11 日）	
	中間検査	中間検査報告書（平成 28 年 4 月 12 日 H28 確中建築よこはま 00667）	建築計画概要書
	中間検査	中間検査引受通知書（平成 28 年 4 月 25 日）	
	中間検査	中間検査報告書（平成 28 年 5 月 2 日 H28 確中建築よこはま 01409）	建築計画概要書
	完了検査	完了検査引受通知書（平成 28 年 6 月 17 日）	
	完了検査	完了検査報告書（平成 28 年 6 月 23 日 H28 確完建築よこはま 02909）	建築計画概要書
	その他	建築確認申請に関する報告について（平成 28 年 7 月 4 日）	
	その他	建築基準法第 12 条第 5 項の規定による報告書（平成 28 年 7 月 14 日）	確認申請書（建築物）（建築計画概要書、委任状、立面図その他の図面類を含む。）及び計画変更確認申請書（建築物）（建築計画概要書、立面図その他の図面類を含む。）
1514	<p>《法務課の事務について》 法務課では、横浜市建築審査会に関する事、横浜市開発審査会に関する事、審査請求、訴訟等に係る局内の総括に関する事（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）等の事務を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》 ア 法務課では、課内における担当職員の業務分担を明確にするため、年度ごとに事務分担表を作成している。本件審査請求文書は、平成29年度の法務課における担当職員の事務分担表である。 実施機関は、本件審査請求文書の全部を開示している。 イ なお、審査請求人は、開示請求書に、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」と記載しており、実施機関は、本件開示請求に対して、本件処分の他に建築局及び横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書並びに法務課以外の建築局各課及び横浜市建築審査会の担当職員の事務分担表を特定し、開示等決定を行っている。 ウ 審査請求人は、法務課の担当職員の事務分担表について、開示請求書の内容に即した内容の文書を開示するよう主張している。 このため、当審査会は、本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことに誤りがないかどうか及び本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表が存在するか否かについて検討することとする。</p>		

答申 番号	判断の要旨
1514	<p>《本件審査請求文書の特定について》</p> <p>当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、法務課の所掌する業務及び各業務に対応する担当者及び係長の氏が記載されていることが確認された。これは、法務課の担当職員の事務分担表であるということが出来るため、実施機関が本件審査請求文書を特定したことは首肯できる。</p> <p>《本件審査請求文書以外の対象行政文書の存否について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表を作成していないと主張している。</p> <p>イ 実施機関の各課等で作成する担当職員の事務分担表は、その所掌する事務に応じた当該課等に属する各職員の業務分担を明確にするために作成するものであるから、当該課等の各業務と当該業務を担当する職員がわかる程度に記載されていれば足りるものである。</p> <p>ウ 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第8条では、法務課の事務分掌として、「(1) 横浜市建築審査会に関すること。(2) 横浜市開発審査会に関すること。(3) 審査請求、訴訟等に係る局内の総括に関すること（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）。(4) 紛争に発展するおそれのある事件（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）についての局内の総括に関すること。(5) 部内他の課の主管に属しないこと。」が規定されている。</p> <p>本件審査請求文書では、これらの事務のうち例外的な事務である「(5) 部内他の課の主管に属しないこと。」を除く(1)から(4)までに掲げる事務に係る各職員の業務分担が記載されている。また、庶務、経理その他の課を運営する上で必要とされる業務についての分担も記載されている。</p> <p>エ 以上のことから、本件審査請求文書は、法務課が所掌する事務の業務分担を明確にしているということが出来る。したがって、本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表を作成していないとの実施機関の主張は、是認できる。</p>

6 審査会の答申（別添のとおり）

資料1：答申第1510号

資料2：答申第1511号

資料3：答申第1512号

資料4：答申第1513号

資料5：答申第1514号

7 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情

報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ省略)

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(第5号及び第6号省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(第2項省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課担当課長	佐藤 暁良	Tel 045-671-2319

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1510号)

平成30年7月19日

横情審答申第1510号

平成30年7月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月13日建建安第1397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認処分（H27確申建築よこはま09825）、変更処分（H27確変建築よこはま01309）、中間検査処分（H27確中建築よこはま14338）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02510）」の一部開示決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認処分（H27確申建築よこはま09825）、変更処分（H27確変建築よこはま01309）、中間検査処分（H27確中建築よこはま14338）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02510）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「確認処分（H27確申建築よこはま09825）、変更処分（H27確変建築よこはま01309）、中間検査処分（H27確中建築よこはま14338）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02510）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年1月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、建築士印の印影は、開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ることから、本号アに該当し、非開示とした。

また、平面図、室名、断面図、外部・内部仕上表、換気検討書、施工状況写真、施工内容、地耐力及び構造詳細図（以下「平面図等」という。）は、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人印の印影は、開示することにより、個人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示とする部分の概要欄記載中の「印の印影」部分を除き全て開示せよ。また、建築確認申請前の準備手続及び取下に至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであるから、これらの文書、図面等を全て開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について

ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更も同様である（法第6条第1項柱書）。

イ 建築主事は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない（法第6条第7項）。

ウ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法

第7条)。

エ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。

実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。

本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち建築主事が行った1物件に係る処分に関して作成し、又は取得した別表の行政文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めているため、建築士印の印影及び個人印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号及び第3号アの該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定して

いる。

イ 本件審査請求文書のうち、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。

ウ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。

(5) 建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について

ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているので、以下検討する。

イ この点について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。

また、本物件に関しては取下げの事実がないため、取下げに至る経緯についての文書、図面等は保有していない。

ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（本件審査請求文書）

分類	文書名	添付文書	非開示部分
建築確認	確認申請審議票（H27 確申 建築よこはま 09825）	確認申請・審査記録 及び確認審査進行表	建築士印の印影
建築確認	確認済証（案）		
建築確認	適合するかどうかを決定 することができない旨の 通知書	指摘事項及び意匠・ 設備受付チェックシ ート	建物の内部に関する 情報及び建築士印の 印影
建築確認	確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委 任状、建築士免許 証、行政地図情報、 換気設備の構造詳細 図及び立面図その他 の図面類	個人の本籍、個人印 の印影、建築士印の 印影、平面図、室 名、断面図、外部・ 内部仕上表、換気検 討書及び構造詳細図
建築確認	工事監理者及び工事施工 者選任届	工事監理業務及び工 事施工業務の請負契 約締結証明書	個人印の印影及び建 築士印の印影
変更確認	確認申請審議票（H27 確変 建築よこはま 01309）	確認申請・審査記録 及び計画変更確認申 請チェックシート	建築士印の印影
変更確認	確認済証（案）		
変更確認	計画変更確認申請書（建 築物）	建築計画概要書、委 任状及び立面図その 他の図面類	個人印の印影、個人 の電話番号、建築士 印の印影、平面図、 室名、断面図及び換 気検討書
中間検査	中間検査実施結果記録	検査実施結果記録 （メモ）	
中間検査	中間検査合格証（案）	中間検査受付チェッ クシート	
中間検査	中間検査申請書	建築計画概要書、委 任状、建築基準法第 12 条第 5 項による施 工計画報告書、建築 基準法第 12 条第 5 項 に基づく報告書（基 礎工程）、建築基準 法第 12 条第 5 項に基 づく報告書（木造軸 組工法）及び立面図 その他の図面類	建物の内部写真、個 人印の印影、建築士 印の印影、施工内 容、地耐力、構造詳 細図及び施工状況写 真
完了検査	完了検査実施結果記録	検査実施結果記録 （メモ）	
完了検査	検査済証（案）	完了検査受付チェッ クシート	施工状況写真

完了検査	完了検査申請書	建築計画概要書及び 建築基準法第12条第 5項に基づく報告書	個人印の印影及び建 築士印の印影
完了検査	建築基準法第12条第5項 に基づく計画変更届	立面図その他の図面 類	個人印の印影及び建 築士印の印影

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1511号)

平成30年7月19日

横情審答申第1511号

平成30年7月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月13日建建安第1397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認処分（H27確申建築よこはま10916）、変更処分（H27確変建築よこはま01292）、中間検査処分（H28確中建築よこはま03130）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま04743）」の一部開示決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認処分（H27確申建築よこはま10916）、変更処分（H27確変建築よこはま01292）、中間検査処分（H28確中建築よこはま03130）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま04743）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「確認処分（H27確申建築よこはま10916）、変更処分（H27確変建築よこはま01292）、中間検査処分（H28確中建築よこはま03130）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま04743）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年1月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、建築士印の印影は、開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(2) 第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、法人代表者印の印影は、開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示とする部分の概要欄記載中の「印の印影」部分を除き全て開示せよ。また、建築確認申請前の準備手続及び取下に至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであるから、これらの文書、図面等を全て開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について

ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更（以下「変更確認」という。）も同様である（法第6条第1項柱書）。

イ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。

ウ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。

エ 建築確認（変更確認）、中間検査及び完了検査（これらを総称して、以下「建築確認等」という。）を指定確認検査機関が行った場合は、法第6条の2第1項、第7条の2第5項及び第7条の4第4項の規定により建築主事による建築確認等とみなすこととされている。

オ 指定確認検査機関は、建築確認等を行ったとき又は申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき若しくは建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、法第6条の

2 第 5 項、第 7 条の 2 第 3 項及び第 6 項並びに第 7 条の 4 第 2 項及び第 6 項に基づき、確認審査報告書、完了検査引受通知書、完了検査報告書、中間検査引受通知書及び中間検査報告書を省令で定める書類を添えて特定行政庁に提出しなければならない。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。

実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物件に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。

本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち指定確認検査機関が行った1物件に係る処分に関して、特定行政庁として実施機関が報告を受け、取得した別表の行政文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、建築士印の印影については条例第7条第2項第3号アに、法人代表者印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としているが、審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めているため、実施機関が特定した本件審査請求文書の外に本件開示請求の対象となる文書の存否について、以下検討する。

(3) 建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について

ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているため、以下検討する。

イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

指定確認検査機関からの建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、

提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。

また、取下げに至る経緯については、本件は指定確認検査機関への申請であり、実施機関は、指定確認検査機関から取下げに至る経緯までは報告を受けていないため、文書、図面等は保有していない。

ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（本件審査請求文書）

分類	文書名	添付文書	非開示部分
建築確認	確認審査報告書（H27 確申建築よこはま 10916）	建築計画概要書	建築士印の印影
変更確認	確認審査報告書（H27 確変建築よこはま 01292）	建築計画概要書	
中間検査	中間検査引受通知書		
中間検査	中間検査報告書（H28 確中建築よこはま 03130）	建築計画概要書	
完了検査	完了検査引受通知書		
完了検査	完了検査報告書（H28 確完建築よこはま 04743）	建築計画概要書及び検査追加説明書	建築士印の印影及び法人代表者印の印影

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1512号)

平成30年7月19日

横情審答申第1512号

平成30年7月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月13日建建安第1397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」の一部開示決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年1月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、建築士印の印影は、開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ることから、本号アに該当し、非開示とした。

また、平面図、室名、断面図、使用建築材料表、換気検討書、地耐力及び構造詳細図（以下「平面図等」という。）は、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人印の印影及び法人代表者印の印影は、開示することにより、個人及び法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示とする部分の概要欄記載中の「印の印影」部分を除き全て開示せよ。また、建築確認申請前の準備手続及び取下に至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであるから、これらの文書、図面等を全て開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について

ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更も同様である（法第6条第1項柱書）。

イ 建築主事は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない（法第6条第7項）。

ウ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認め

たときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。

エ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さず、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。

実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。

本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち建築主事が行った1物件に係る処分に関して作成し、又は取得した別表の行政文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影及び法人代表者印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については、開示を求めているため、個人印の印影、法人代表者印の印影及び建築士印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号及び第3号アの該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。

ウ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。

(5) 建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について

ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているので、以下検討する。

イ 実施機関は、建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された図面等の資料を受け取ることもしていない。

また、本物件に関しては取下げの事実がないため、取下げに至る経緯についての文書、図面等は保有していない。

ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有して

いないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（本件審査請求文書）

分類	文書名	添付文書	非開示部分
建築確認	確認申請審議票（H26確申建築よこはま11401）	確認申請・審査記録及び確認審査進行表	建築士印の印影
建築確認	確認済証（案）		
建築確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	FAX 送信書、指摘事項及び意匠・設備受付チェックシート	建物の内部に関する情報、建築士印の印影及び個人の氏名
建築確認	確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委任状、建築士免許証、行政地図情報、立面図その他の図面類、建築基準法第53条の2第3項に係る報告書、名義変更届	個人の本籍、個人印の印影、建築士印の印影、法人代表者印の印影、平面図、室名、断面図、使用建築材料表、換気検討書及び構造詳細図
建築確認	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影及び平面図
変更確認	確認申請審議票（H27確変建築よこはま01057）	確認申請・審査記録、確認審査進行表及び計画変更確認申請チェックシート	建築士印の印影
変更確認	確認済証（案）		
変更確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	指摘事項	建物の内部に関する情報
変更確認	計画変更確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委任状及び立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影、平面図、室名、断面図、使用

			建築材料表及び換気検討書
変更確認	工事監理者及び工事施工者選任届		建築士印の印影及び法人代表者印の印影
変更確認	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影及び平面図
中間検査	中間検査実施結果記録	検査実施結果記録(メモ)	個人の氏名
中間検査	中間検査合格証(案)	中間検査受付チェックシート	
中間検査	中間検査申請書	建築計画概要書、中間検査受付チェックシート、委任状、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(基礎工程)、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(木造軸組工法)、建築基準法第12条第5項による施工計画報告書及び立面図その他の図面類	建物の内部写真、建築士印の印影、法人代表者印の印影、地耐力及び構造詳細図
完了検査	完了検査実施結果記録		個人の氏名
完了検査	検査済証(案)		
完了検査	完了検査申請書	建築計画概要書、完了検査受付チェックシート、委任状、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(木造軸組工法)、建築基準法第12条第5項に基づく報告書及び建築基準法第12条第5項	個人の電話番号、建築士印の印影、法人代表者印の印影及び施工状況写真
完了検査	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	配置図	建築士印の印影及び法人代表者印の印影
完了検査	建築基準法第12条第5項の規定による工事監理状況報告書	施工状況写真	施工状況写真

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1513号)

平成30年7月19日

横情審答申第1513号

平成30年7月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月13日建建安第1397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02909）」の一部開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02909）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02909）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年1月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、建築士印の印影は、開示することにより建築士及び建

築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

また、平面図、断面図、矩形図、構造計算書、構造設計標準仕様、構造詳細図及び地盤改良図（以下「平面図等」という。）は、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人印の印影及び地盤調査報告書は、開示することにより、個人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示とする部分の概要欄記載中の「印の印影」部分を除き全て開示せよ。また、建築確認申請前の準備手続及び取下に至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであるから、これらの文書、図面等を全て開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について

ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更（以下「変更確認」という。）も同様である（法第6条第1項柱書）。

イ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。

ウ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。

エ 建築確認（変更確認）、中間検査及び完了検査（これらを総称して、以下「建築確認等」という。）を指定確認検査機関が行った場合は、法第6条の2第1項、第7条の2第5項及び第7条の4第4項の規定により建築主事による建築確認等とみなすこととされている。

オ 指定確認検査機関は、建築確認等を行ったとき又は申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき若しくは建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に基づき、確認審査報告書、完了検査引受通知書、完了検査報告書、中間検査引受通知書及び中間検査報告書を省令で定める書類を添えて特定行政庁に提出しなければならない。

カ さらに、特定行政庁は、法第12条第5項の規定により指定確認検査機関に報告を求めることができることとされている。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。

実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。

本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち指定確認検査機関が行った1物件に係る処分に関して、特定行政庁として実施機関が報告を受け、若しくは報

告を求めて取得し、又は報告を求めるために作成した別表の行政文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び個人印の印影については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影及び地盤調査報告書については同項第4号に該当するとして、非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めているため、個人印の印影及び建築士印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号の該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、本号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 本件審査請求文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 次に、実施機関は本件審査請求文書のうち地盤調査報告書について、開示することにより、個人の財産権を侵害するおそれがあるとして、条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示としているが、第4号の財産等の保護とは、人の財産等を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することをいうため、当該非開示理由に該当しない。

この点について、当審査会は、地盤調査報告書の条例第7条第2項第2号の該当性について、次のように判断する。

エ 当審査会において地盤調査報告書を見分したところ、個人の建物の建設予定地における地盤の性状を評価し、建設構造物、基礎設計に必要な資料となるもので、個人の財産に係る情報であることが認められた。よって、個人に関する情報であって、登記簿等の情報と照合することにより、特定の個人を識別する

ことができる情報であり、本号本文に該当する。

オ 次に、本号ただし書の該当性について、以下検討する。

地盤調査報告書に記録された土地の性状に係る情報は、がけ崩れの危険性を未然に防ぐ等のために公にすることが必要となる場合もあり得るが、本件ではそれらの事情は認められず、本号ただし書イには該当しない。また、本号ただし書ア及びウにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。

ウ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。

(5) 建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について

ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているので、以下検討する。

イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

指定確認検査機関からの建築確認申請前の事前相談は、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。

また、取下げに至る経緯については、本件は指定確認検査機関への申請であり、実施機関は、指定確認検査機関から取下げに至る経緯までは報告を受けていないため、文書、図面等は保有していない。

ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（本件審査請求文書）

分類	文書名	添付文書	非開示部分
建築確認	確認審査報告書（平成 28 年 2 月 24 日）		個人の氏名
建築確認	確認審査報告書（平成 28 年 2 月 26 日 H27 確申建築よこはま 12399）	建築計画概要書	個人の氏名
中間検査	建築主等の届出の報告書（平成 28 年 4 月 5 日）	取下届	個人の氏名及び個人印の印影
変更確認	確認審査報告書（平成 28 年 4 月 6 日）		個人の氏名
変更確認	確認審査報告書（平成 28 年 2 月 26 日 H28 確変建築よこはま 00048）	建築計画概要書	個人の氏名
中間検査	中間検査引受通知書（平成 28 年 4 月 11 日）		
中間検査	中間検査報告書（平成 28 年 4 月 12 日 H28 確中建築よこはま 00667）	建築計画概要書	
中間検査	中間検査引受通知書（平成 28 年 4 月 25 日）		
中間検査	中間検査報告書（平成 28 年 5 月 2 日 H28 確中建築よこはま 01409）	建築計画概要書	
完了検査	完了検査引受通知書（平成 28 年 6 月 17 日）		
完了検査	完了検査報告書（平成 28 年 6 月 23 日 H28 確完建築よこはま 02909）	建築計画概要書	
その他	建築確認申請に関する報告について（平成 28 年 7 月 4 日）		
その他	建築基準法第 12 条第 5 項の規定による報告書（平成 28 年 7 月 14 日）	確認申請書（建築物）（建築計画概要書、委任状、立面図その他の図面類を含む。）及び計画変更確認申請書（建築物）（建築計画概要書、立面図その他の図面類を含む。）	個人の氏名、個人印の印影、建築士印の印影、平面図、断面図、矩形図、構造計算書、構造設計標準仕様、構造詳細図、地盤改良図及び地盤調査報告書

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1514号)

平成30年7月19日

横 情 審 答 申 第 1514号

平 成 30年 7 月 19日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年6月27日建法第92号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度法務課事務分担」の開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成29年度法務課事務分担」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った開示等決定のうち、「平成29年度法務課事務分担」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して平成29年5月31日付で行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し、本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求における審査請求人の請求内容は、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」であり、この請求内容のうち、「建築局建築監察部法務課（以下「法務課」という。）における担当職員の分担表」として本件審査請求文書を特定した。
- (2) また、本件審査請求文書を作成した目的は、課内における3人の担当職員及び2人の係長の業務分担を明確にするためであり、これにより各職員の担当業務が明確になることから、他に担当職員の業務分担に関する文書を作成していない。
- (3) 審査請求人は、本件審査請求文書の記載内容は開示請求の内容となっていないと主張しているが、本件審査請求文書が「法務課における担当職員の分担表」である以上、本件開示請求に係る対象行政文書として特定することに問題はないと考える。
また、審査請求人は、「開示請求書の内容に即した内容の文書を開示せよ」とも主張するが、上記のとおり、実施機関が保有する法務課の担当職員の業務分担に関する文書は本件審査請求文書のみである。
- (4) 平成29年5月31日に実施した本件審査請求文書の開示において、審査請求人から「法務課の分担表は、他課の業務分担表に比べて、詳細に書かれておらず、記載内

容が不十分である」という趣旨の発言があった。「本件審査請求文書の記載内容は開示請求の内容となっていない」との審査請求の理由が、上記のように法務課における担当職員の分担表の記載内容が詳細に書かれていないという点に不服があるものだとすれば、それは本件審査請求文書の記載内容に対する不服であって、本件処分取消理由とはなり得ない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 平成29年5月11日付開示請求の趣旨に添った文書を開示せよ。
- (2) 本件審査請求文書の記載内容は開示請求の内容となっていない内容の開示であるから、開示請求書の内容に即した内容の文書を開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 法務課の事務について

法務課では、横浜市建築審査会に関すること、横浜市開発審査会に関すること、審査請求、訴訟等に係る局内の総括に関すること（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）等の事務を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 法務課では、課内における担当職員の業務分担を明確にするため、年度ごとに事務分担表を作成している。本件審査請求文書は、平成29年度の法務課における担当職員の事務分担表である。

実施機関は、本件審査請求文書の全部を開示している。

イ なお、審査請求人は、開示請求書に、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」と記載しており、実施機関は、本件開示請求に対して、本件処分の他に建築局及び横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書並びに法務課以外の建築局各課及び横浜市建築審査会の担当職員の事務分担表を特定し、開示等決定を行っている。

ウ 審査請求人は、法務課の担当職員の事務分担表について、開示請求書の内容に即した内容の文書を開示するよう主張している。

このため、当審査会は、本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことに誤りがないかどうか及び本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分

担当表が存在するか否かについて検討することとする。

(3) 本件審査請求文書の特定について

当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、法務課の所掌する業務及び各業務に対応する担当者及び係長の氏が記載されていることが確認された。これは、法務課の担当職員の事務分担表であるということが出来るため、実施機関が本件審査請求文書を特定したことは首肯できる。

(4) 本件審査請求文書以外の対象行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表を作成していないと主張している。

イ 実施機関の各課等で作成する担当職員の事務分担表は、その所掌する事務に応じた当該課等に属する各職員の業務分担を明確にするために作成するものであるから、当該課等の各業務と当該業務を担当する職員がわかる程度に記載されていれば足りるものである。

ウ 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第8条では、法務課の事務分掌として、「(1) 横浜市建築審査会に関すること。(2) 横浜市開発審査会に関すること。(3) 審査請求、訴訟等に係る局内の総括に関すること（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）。(4) 紛争に発展するおそれのある事件（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）についての局内の総括に関すること。(5) 部内他の課の主管に属しないこと。」が規定されている。

本件審査請求文書では、これらの事務のうち例外的な事務である「(5) 部内他の課の主管に属しないこと。」を除く(1)から(4)までに掲げる事務に係る各職員の業務分担が記載されている。また、庶務、経理その他の課を運営する上で必要とされる業務についての分担も記載されている。

エ 以上のことから、本件審査請求文書は、法務課が所掌する事務の業務分担を明確にしているということが出来る。したがって、本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表を作成していないとの実施機関の主張は、是認できる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年6月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年7月20日 (第217回第三部会) 平成29年7月25日 (第305回第一部会) 平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・諮問の報告
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議